明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○都市緑地法等の一部を改正する法律（四〇）　五
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（四一）　六

〔政　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九一）　四
○不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（一九二）　五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九三）
○災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令（一九四）
○船舶活用医療推進本部令（一九五）
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一九六）　六
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九七）　六

〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定（三）　三
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書（四）　九〇

〔内閣官房令・省令〕
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則（内閣官房・法務二）　九六

〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務五五）　九六
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（法務三七）　九九
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同三八）　一八二
○入国者収容所組織規則の一部を改正する省令（同三九）　一八三
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（同四〇）　一八四
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九〇、九一）　一九八

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第一項第一号の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国を定める件（法務一四一）　二〇〇
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項各号のいずれかに該当する場合に収容することができる単独室の基準（同一四二）
○平成二年法務省告示第百三十二号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）の一部を改正する件（同一四三）
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（外務一六五）
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（同一六六）

本号で公布された法令のあらまし

◇都市緑地法等の一部を改正する法律（法律第四〇号）（国土交通省）

一　都市緑地法の一部改正関係

1　国土交通大臣が定める基本方針

国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条の二関係）

2　都道府県が定める広域計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができることとした。（第三条の三関係）

3　市町村が定める基本計画（第四条及び第一四条第九項関係）

㈠　市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本方針に基づき、広域計画を勘案して定めること等とした。

㈡　基本計画の記載事項に、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって高度な技術を要する一定のもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針等を追加すること等とした。

4　都市緑化支援機構による特定緑地保全業務（第一七条の二関係）

㈠　都道府県（市の区域内にあっては当該市。以下「都道府県等」という。）は、特別緑地保全地区内の土地の所有者から当該土地の買入れの申出があった場合において、6の㈠の都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）に対し、6の㈡の特定緑地保全業務を行うことを要請することができることとした。

㈡　支援機構は、㈠の要請に係る土地が一定の基準に該当すると認めるときは、都道府県等との間で締結した協定の内容に従って、6の㈡の特定緑地保全業務を行うこととした。